

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働五四)
- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(同五五)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同五六)
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同五七)
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同五八)
- 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同五九)
- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六〇)

〔告 示〕

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六一)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令(同六二)
- 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六三)
- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示(厚生労働一二三)
- 発破技士免許試験規程の一部を改正する件(同一二四)
- 揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部を改正する件(同一二五)
- ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件(同一二六)
- 登録製造時等検査機関等に関する規則第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同一二七)
- 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する件(同一二八)
- 作業環境測定基準の一部を改正する件(同一二九)

三

- 労働安全衛生規則第三百二十五条の三第二項及び第三百五十一条の二十四第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同一三〇)
- 登録製造時等検査機関等に関する規則別表下欄の規定に基づく厚生労働大臣の定める科目、厚生労働大臣の定める研究及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件(同一三一)
- 安全衛生推進者等の選任に関する基準の一部を改正する件(同一三二)
- 労働安全衛生規則第九資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める者を定める件の一部を改正する件(同一三三)
- 労働安全衛生規則第十二条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める講習科目を定める件(同一三四)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三第一項第一号の規定に基づく厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一三五)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づく厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間を定める件(同一三六)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づく厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間を定める件(同一三七)

六

- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の十九第一項第一号の規定に基づく厚生労働大臣が定める発破実技講習の実施方法を定める件(同一三八)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の三十四第一項第一号の規定に基づく厚生労働大臣が定めるボイラー実技講習の実施方法を定める件(同一三九)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づく厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四〇)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づく厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四一)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づく厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間を定める件(同一四二)
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づく厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間を定める件(同一四三)

七

(以下次のページへ続く)

三

ト 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護

チ 地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下この号チにおいて同じ)に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する地域密着型介護予防サービスのうちいずれか以上のサービス

リ 介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護

又 介護予防支援に係る指定の申請者 指定介護予防支援

5 前条第一項の規定は、法第七十条第二項第六号の三の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合について準用する。(聴聞決定予定日の通知)

第二百二十六条の四 法第七十条第二項第七号の二の規定による通知をするときは、法第七十六条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十一条第三項中「当該指定居宅サービスの」を「休止した当該指定居宅サービスの」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三百三十一条の十第一項第一号中「第三百三十一条の二第二項第一号」を「第三百三十一条の三第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三百三十一条の三第一項第一号」を「第三百三十一条の四第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三百三十一条の四第一項第一号」を「第三百三十一条の五第一項第一号」に改め、同項第四号中「第三百三十一条の五第一項第一号」を「第三百三十一条の六第一項第一号」に改め、同項第五号中「第三百三十一条の六第一項第一号」を「第三百三十一条の七第一項第一号」に改め、同項第六号中「第三百三十一条の七第一項第一号」を「第三百三十一条の八第一項第一号」に改め、同条第三項中「当該指定地域密着型サービス」を「休止した当該指定地域密着型サービス」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定地域密着型サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三百三十一条の十を第三百三十一条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第七十八条の十一の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十一条の十四 法第七十八条の十一の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定地域密着型サービス事業者の名称

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十一条の九を第三百三十一条の十二とする。

第三百三十一条の八第一号中「第三百三十一条の二第二項第一号」を「第三百三十一条の三第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三百三十一条の三第一項第一号」を「第三百三十一条の四第一項第一号」に改め、同条第三号中「第三百三十一条の四第一項第一号」を「第三百三十一条の五第一項第一号」に改め、同条第四号中「第三百三十一条の五第一項第一号」を「第三百三十一条の六第一項第一号」に改め、同条第五号中「第三百三十一条の六第一項第一号」を「第三百三十一条の七第一項第一号」に改め、同条を第三百三十一条の七に改め、同条を第三百三十一条の九とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合等)

第三百三十一条の十 法第七十八条の二第四項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定地域密着型サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第七十八条の二第四項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合及び同項第六号の三の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするが相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第三百三十一条の十一 法第七十八条の二第五項第二号の二の規定による通知をするときは、法第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十一条の七第二項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の八とする。

第三百三十一条の六第二項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の七とする。

第三百三十一条の五第二項中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の六とする。

第三百三十一条の四第二項中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の五とする。

第三百三十一条の三第二項中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の四とする。

第三百三十一条の二第二項中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の三とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第一項第一号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第二号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条の十一第一項」を「第一百五十五条の十二第一項」に改め、同条を第三百三十一条の二とする。

第三百三十一条の二第二項中「第七十八条の十二」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の三とする。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

(法第七十八条の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十一条の二 法第七十八条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合には、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十二条の次に次の二条を加える。

(法第七十九条第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)が相当であると認められる場合等)

第三百三十二条の二 法第七十九条第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。が相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実について当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定居宅介護支援事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第七十九条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。が相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第三百三十二条の三 法第七十九条第二項第六号の二の規定による通知をするときは、法第八十三条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十三条第二項中「当該指定居宅介護支援の」を「休止した当該指定居宅介護支援の」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定居宅介護支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第三百三十三条の次に次の一条を加える。

(法第八十五条の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十三条の二 法第八十五条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定居宅介護支援事業者の名称

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合には、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十四条の二を第三百三十四条の四とし、第三百三十四条の次に次の二条を加える。

(法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)が相当であると認められる場合)

第三百三十四条の二 法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。が相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実について当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定居宅介護老人福祉施設の開設者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第三百三十四条の三 法第八十六条第二項第五号の二の規定による通知をするときは、法第九十条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十五条の次に次の一条を加える。

(法第九十三条の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十五条の二 法第九十三条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称

二 当該指定介護老人福祉施設の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合には、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十六条の二を第三百三十六条の四とし、第三百三十六条の次に次の二条を加える。

(法第九十四条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととする)が相当であると認められる場合)

第三百三十六条の二 法第九十四条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととする。が相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該許可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実について当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該介護老人保健施設の開設者が当該許可の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第三百三十六条の三 法第九十四条第三項第七号の二の規定による通知をするときは、法第百条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十一条の二第二項中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に改め、同条を第三百三十一条の三とする。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

(法第七十八条の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十一条の二 法第七十八条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十二条の次に次の二条を加える。

(法第七十九条第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)

第三百三十二条の二 法第七十九条第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする

第三百三十二条の三 法第七十九条第二項第六号の二の規定による通知をするときは、法第八十三条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十三条第二項中「当該指定居宅介護支援の」を「休止した当該指定居宅介護支援の」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第七十九条第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする

(聴聞決定予定日の通知)

第三百三十二条の三 法第七十九条第二項第六号の二の規定による通知をするときは、法第八十三条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十三条第二項中「当該指定居宅介護支援の」を「休止した当該指定居宅介護支援の」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定居宅介護支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第三百三十三条の次に次の一条を加える。

(法第八十五条の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十三条の二 法第八十五条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定居宅介護支援事業者の名称

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十四条の二を第三百三十四条の四とし、第三百三十四条の次に次の二条を加える。

(法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする)

第三百三十四条の二 法第八十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする

第三百三十四条の三 法第八十六条第二項第五号の二の規定による通知をするときは、法第九十条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十五条の次に次の一条を加える。

第三百三十五条の二 法第九十条の厚生労働省令で定める事項)

第三百三十五条の二 法第九十条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称

二 当該指定介護老人福祉施設の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第三百三十六条の二を第三百三十六条の四とし、第三百三十六条の次に次の二条を加える。

(法第九十四条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととする)

第三百三十六条の二 法第九十四条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととする

第三百三十六条の三 法第九十四条第三項第七号の二の規定による通知をするときは、法第一百条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三百三十六条の次に次の一条を加える。

(聴聞決定予定日の通知)

第三百三十六条の三 法第九十四条第三項第七号の二の規定による通知をするときは、法第一百条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第四百四十二条の三十一（見出しを含む。）中「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に改め、同条を第百四十五条の四十五とする。

第四百四十二条の三十の見出し中「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に、「第百四十五条の三十四」を「第百四十五条の四十八」に改め、同条第一号中「第百四十五条の三十四第一号」を「第百四十五条の四十八第一号」に、「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に改め、同条を第百四十五条の四十四とする。

第四百四十二条の二十九見出し中「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に改め、同条第一項中「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に改め、同条第二項中「第百四十五条の十一」を「第百四十五条の十一」に、「第百四十五条の二十九第一項」を「第百四十五条の三十五第一項」に改め、同条を第百四十五条の四十三とする。

第九節 業務管理体制の整備
（法第百四十五条の三十二第二項の厚生労働省令で定める基準）
第百四十二条の三十九 法第百四十五条の三十二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- 二 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）
第百四十二条の四十 介護サービス事業者（法第百四十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

- 一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が二十以上の事業者の場合に限る。）
- 四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が百以上の事業者の場合に限る。）

介護サービス事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第百四十五条の三十二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

介護サービス事業者は、法第百四十五条の三十二第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出なければならない。厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るときは、変更後の区分に届け出なければならない。

（都道府県知事又は市町村長の求めに応じ法第百四十五条の三十三第一項の権限を行った場合に於ける厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）
第百四十二条の四十一 法第百四十五条の三十三第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

（法第百四十五条の三十四第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知）
第百四十二条の四十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が法第百四十五条の三十四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を行った都道府県知事又は指定を行った市町村長に通知しなければならない。

第百四十二条の二十八第一項中「第百四十二条の二十五第一号」を「第百四十二条の三十二第一号」に改め、同条第二項中「当該指定介護予防支援の」を「休止した当該指定介護予防支援の」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、次に掲げる事項を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定介護予防支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

（法第百四十五条の三十の厚生労働省令で定める事項）
第百四十二条の三十八 法第百四十五条の三十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該指定介護予防支援事業者の名称
- 二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- 三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日
- 四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間
- 五 サービスの種類

第百四十二条の二十七（見出しを含む。）中「第百四十五条の二十一第三項」を「第百四十五条の二十三第三項」に改め、同条を第百四十二条の三十六とする。

第百四十二条の二十六第一項中「第百四十五条の二十一第三項」を「第百四十五条の二十三第三項」に改め、同条を第百四十二条の三十五とする。

（法第百四十五条の二十二第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする）
第百四十二条の三十三 法第百四十五条の二十二第二項第五号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。同条第二項各号に掲げる区分は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百四十五条の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護予防支援事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第百十五條の二十二第二項第五号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第百四十條の三十四 法第百十五條の二十二第二項第六号の二の規定による通知をするときは、法第百十五條の二十七第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第百四十條の二十四第一項第一号中「第百四十條の二十一第一項第一号」を「第百四十條の二十四第一項第一号」に改め、同項第二号中「第百四十條の二十一第一項第一号」を「第百四十條の二十五第一項第一号」に改め、同項第三号中「第百四十條の二十二第一項第一号」を「第百四十條の二十六第一項第一号」に改め、同条第三項中「当該指定地域密着型介護予防サービスの」を「休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削除し、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定地域密着型介護予防サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第百四十條の二十四を第百四十條の三十三とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第百十五條の二十の厚生労働省令で定める事項)

第百四十條の三十一 法第百十五條の二十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第百四十條の二十三中「第百十五條の十三第四項の規約」を「第百十五條の十四第四項の規定」に改め、同条を第百四十條の二十九とする。

第百四十條の二十二第二項中「第百十五條の十一第一項」を「第百十五條の十二第一項」に改め、同条第三項中「第百十五條の十九」を「第百十五條の二十一」に改め、同条を第百四十條の二十六とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第百十五條の十二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合等)

第百四十條の二十七 法第百十五條の十二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合は、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第百十五條の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための

当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第百十五條の十二第二項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合及び同項第六号の三の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

(聴聞決定予定日の通知)

第百四十條の二十八 法第百十五條の十二第三項第二号の二の規定による通知をするときは、法第百十五條の十七第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第百四十條の二十一第一項中「第百十五條の十一第一項」を「第百十五條の十二第一項」に改め、同条第三項中「第百十五條の十九」を「第百十五條の二十一」に改め、同条を第百四十條の二十五とする。

第百四十條の二十第一項中「第百十五條の十一第一項」を「第百十五條の十二第一項」に改め、同項第十二号中「第百十五條の十一第二項各号」を「第百十五條の十二第二項各号」に改め、同条第三項中「第百十五條の十九」を「第百十五條の二十一」に改め、同条を第百四十條の二十四とする。

第百四十條の十九第一項第一号中「第百四十條の二第二項第一号」を「第百四十條の三第一項第一号」に改め、同項第二号中「第百四十條の三第一項第一号」を「第百四十條の四第一項第一号」に改め、同項第三号中「第百四十條の四第一項第一号」を「第百四十條の五第一項第一号」に改め、同項第四号中「第百四十條の五第一項第一号」を「第百四十條の六第一項第一号」に改め、同項第五号中「第百四十條の六第一項第一号」を「第百四十條の七第一項第一号」に改め、同項第六号中「第百四十條の七第一項第一号」を「第百四十條の八第一項第一号」に改め、同項第七号中「第百四十條の八第一項第一号」を「第百四十條の九第一項第一号」に改め、同項第八号中「第百四十條の九第一項第一号」を「第百四十條の十第一項第一号」に改め、同項第九号中「第百四十條の十第一項第一号」を「第百四十條の十一第一項第一号」に改め、同項第十号中「第百四十條の十一第一項第一号」を「第百四十條の十二第一項第一号」に改め、同項第十一号中「第百四十條の十二第一項第一号」を「第百四十條の十三第一項第一号」に改め、同項第十二号中「第百四十條の十三第一項第一号」を「第百四十條の十四第一項第一号」に改め、同条第三項中「当該指定介護予防サービスの」を「休止した当該指定介護予防サービスの」に改め、「廃止し、休止し、又は」を削り、「次に掲げる事項」を「再開した年月日」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

4 指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定介護予防サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第四百四十条の十九を第四百四十条の二十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第百十五條の十の厚生労働省令で定める事項)

第四百四十条の二十三 法第百十五條の十の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名

二 当該指定に係る事業所の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第四百四十条の十八中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の二十一とする。

第四百四十条の十七中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の二十とする。

第四百四十条の十六中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十九とする。

第四百四十条の十五中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十八とする。

第四百四十条の十四第一項中「第百四十條の四から第百四十條の六まで、第百四十條の八又は第百四十條の十」を「第百四十條の五から第百四十條の七まで、第百四十條の九又は第百四十條の十一」に改め、同条第二項中「第百四十條の六」を「第百四十條の七」に改め、同条第三項中「第百四十條の八又は第百四十條の十」を「第百四十條の九又は第百四十條の十一」に改め、同条第四項中「第百四十條の九」を「第百四十條の十」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(法第百十五條の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。)

第四百四十条の十六 法第百十五條の二第二項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。府県知事又は市町村長が法第百十五條の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実について当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護予防サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

2 前項の規定は、法第百十五條の二第二項第六号の二の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととする。府県知事又は市町村長が法第百十五條の三十三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実について当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護予防サービス事業者が当該指定取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合とする。

(聴聞決定予定日の通知)

第四百四十条の十七 法第百十五條の二第二項第七号の二の規定による通知をするときは、法第百十五條の七第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第四百四十条の十三第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十四とする。

第四百四十条の十二第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十三とする。

第四百四十条の十一第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十二とする。

第四百四十条の十第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十一とする。

第四百四十条の九第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の十とする。

第四百四十条の八第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の九とする。

第四百四十条の七第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の八とする。

第四百四十条の六第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の七とする。

第四百四十条の五第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の六とする。

第四百四十条の四第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の五とする。

第四百四十条の三第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の四とする。

第四百四十条の二第二項第十二号中「第七号」を「第七号の二」に改め、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同条第三項中「第百十五條の十」を「第百十五條の十一」に改め、同条を第四百四十条の三とする。

第四百四十条の次に次の一条を加える。

(法第百十五條の二第二項第六号の厚生労働省令で定める事項)

第四百四十条の二 法第百十五條の二第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名

二 当該指定介護療養型医療施設の名称及び所在地

三 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあつては、その年月日

四 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間

五 サービスの種類

第四百六十五條の三三「第百四十四條第三項」の下に、「第百十五條の三十三第一項及び第四項、第百十五條の三十四」を加える。

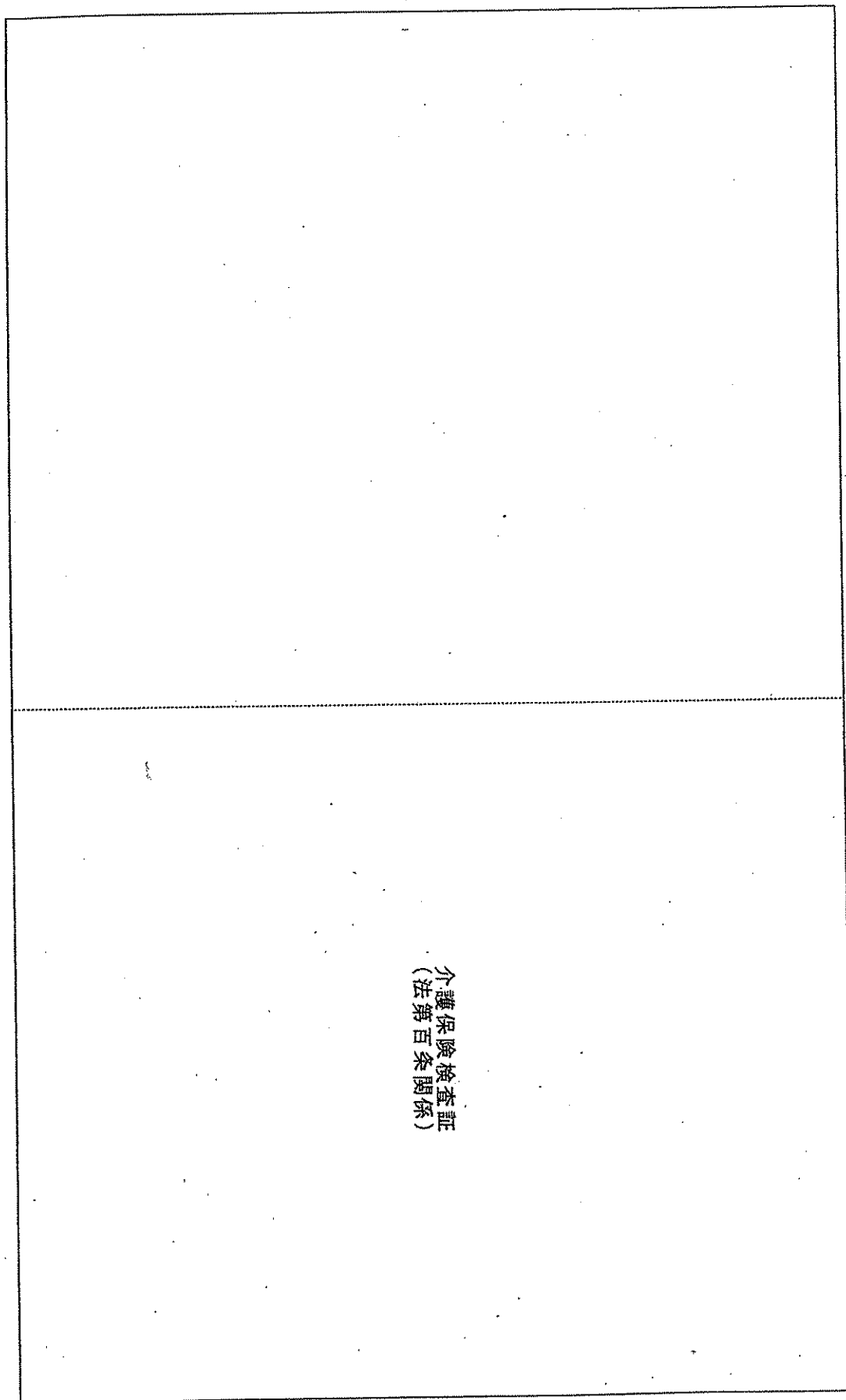
第四百六十五條の四第三号中「第七十八條の六第二項」を「第七十八條の七第二項」に、「法第百十五條の六第二項、法第百十五條の十五第二項及び法第百十五條の二十四第二項」を「法第百十五條の七第二項、法第百十五條の十七第二項、法第百十五條の二十七第二項及び法第百十五條の三十三第五項」に改め、同条第四号の二中「第百十五條の三十四第二項」を「第百十五條の四十第二項」に、「第百十五條の三十六第三項」を「第百十五條の四十二第三項」に改める。

附則第二条中「第百四十條の十第一項第五号」を「第百四十條の十一第一項第五号」に改める。

別表第一中「別表第一(第百四十條の三十一、第百四十條の三十三関係)」を「別表第一(第百四十條の四十五、第百四十條の四十七関係)」に改める。

別表第二中「別表第二(第百四十條の三十一―第百四十條の三十三関係)」を「別表第二(第百四十條の四十五―第百四十條の四十七関係)」に改める。

様式第五号を次のように改める。
様式第五号 (第六十五條の四關係)



(表面)

介護保険検査証
(法第百条關係)

様式第五号の二を次のように改める。
様式第五号の二(第四十五條の四關係)

介護保険検査証
法 第 百 十 五 條 の 四 十
第 百 十 五 條 の 四 十 二 關 係

(表面)

様式第十三号中「様式第十三号（第四百四十条の四十二関係）」を「様式第十三号（第四百四十条の五十六関係）」に改める。

第二条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第三項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

第二十条の六第八号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の六第一項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第四項」に改める。

第二十条の七中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十条の八（見出しを含む）中「第二十九条第四項」を「第二十九条第五項」に改める。

第二十条の九（見出しを含む）中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十条の十中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改める。

第二十一条の二中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第七十八条の九第一項」を「第七十八条の十第一項」に、「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に、「第一百五十五条の十七第一項」を「第一百五十五条の十九第一項」に、「第一百五十五条の二十六第一項」を「第一百五十五条の二十九第一項」に、「第一百五十五条の三十五第一項」を「第一百五十五条の三十八第一項」に改める。

第四条 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に、「第一百五十五条の六第一項」を「第一百五十五条の七第一項」に、「第一百五十五条の十五第一項」を「第一百五十五条の十七第一項」に、「第一百五十五条の二十四第一項」を「第一百五十五条の二十七第一項」に、「第一百五十五条の三十四第一項」を「第一百五十五条の四十第一項」に、「第一百五十五条の三十六第三項」を「第一百五十五条の四十二第三項」に改める。

（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第七条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

第十三条第二十五号中「第一百五十五条の二十一第三項」を「第一百五十五条の二十三第三項」に改める。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第八条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第一百五十五条の三十八」を「第一百五十五条の四十四」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第十条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「ヲ」とし、「ル」を「ヲ」とし、「又の次に次のように加える。」

ル 高額医療合算介護サービス費の支給

第三条第一項第四号中「ヲ」とし、「又を」とし、「リ」の次に次のように加える。

又 高額医療合算介護サービス費の支給

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第十二号中「第四百四十条の十四第一項」を「第四百四十条の十五第一項」に改める。

（指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十二条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十三条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百五十五条の十三第一項」を「第一百五十五条の十四第一項」に改める。

第十四条第二項中「第一百五十五条の十二第二項」を「第一百五十五条の十三第二項」に改める。

第六十一条第一項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十四条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一百五十五条の三十九第一項」を「第一百五十五条の四十五第一項」に改める。

第十二条中「第一百五十五条の二十一第三項」を「第一百五十五条の二十三第三項」に改め、同条第一号中「第四百四十条の五十二第四号」を「第四百四十条の六十六第四号」に改める。

第三十一条第六号中「第一百五十五条の三十八」を「第一百五十五条の四十四」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行の日（平成二十一年五月一日）から施行する。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第四百四十条の四十第一項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十一年十月三十一日までに」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際に現に使用されている証明書については、この省令による改正後の様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

告 示

○厚生労働省告示第百二十三号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十一年五月一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六号イの表中「第百三十一条の三」を「第百三十一条の四」に改める。

第八号イの表中「第百三十一条の五」を「第百三十一条の六」に改める。

第十号イの表中「第百三十一条の七」を「第百三十一条の八」に改める。

第十四号イの表中「第百四十条の七」を「第百四十条の八」に改める。

第十五号イの表中「第百四十条の八」を「第百四十条の九」に改める。

第十六号イの表中「第百四十条の九」を「第百四十条の十」に改める。

第十七号イ(1)の表、同号ロ(1)の表及び同号ハの表中「第百四十条の十」を「第百四十条の十一」に改める。

第十九号イの表中「第百四十条の二十」を「第百四十条の二十四」に改める。

第二十号イの表中「第百四十条の二十一」を「第百四十条の二十五」に改める。

第二十一号イの表中「第百四十条の二十二」を「第百四十条の二十六」に改める。

第二 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号イ(2)及び(3)中「第百四十条の九」を「第百四十条の十」に改め、同号ロ(2)及び(6)中「第百四十条の十」を「第百四十条の十一」に改め、同号ハ(2)中「第百三十一条の七」を「第百三十一条の八」に改める。

第三 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次のように改正する。

第一号八中「第百三十一条の三、第百三十一条の四、第百三十一条の五、第百三十一条の七」を「第百三十一条の四、第百三十一条の五、第百三十一条の六、第百三十一条の八」に、「第百四十条の七、第百四十条の八、第百四十条の九、第百四十条の十、第百四十条の二十又は第百四十条の二十一」を「第百四十条の八、第百四十条の九、第百四十条の十、第百四十条の十一、第百四十条の二十四又は第百四十条の二十五」に改める。

第四 介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

表以外の部分中「第百四十条の五十四」を「第百四十条の六十八」に改める。

第五 介護保険法施行規則第百四十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準

表講義の項中「第百十五条の三十一第一項」を「第百十五条の三十七第一項」に、「第百十五条の二十九第一項」を「第百十五条の三十五第一項」に、「介護保険法第百十五条の二十九第一項」を「介護保険法第百十五条の三十五第一項」に、「第百十五条の三十一第一項」を「第百十五条の三十六第一項」に改め、表演習の項中「第百十五条の三十一第一項」を「第百十五条の三十六第一項」に改め、同表の注2中「第百十五条の二十九第一項」を「第百十五条の三十五第一項」に改める。

第六 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二号二(2)中「第百十五条の三十八第二項各号」を「第百十五条の四十四第二項各号」に改める。

第七 介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一号二中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改める。

○厚生労働省告示第百二十四号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、発破技士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第四条から第七条まで並びに様式第一号及び第二号を削る。

○厚生労働省告示第百二十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第七十七条の規定に基づき、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程（昭和四十七年労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第二条第二項中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

○厚生労働省告示第百二十六号

ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第百一条第三号ホの規定に基づき、ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程（昭和四十七年労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一条の二第四号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第三条中「第百一条第三号二」を「第百一条第三号ホ」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条から第十条までを次のように改める。

様式第一号及び第二号を削る。

○厚生労働省告示第百二十七号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十二第二項第二号の規定に基づき、登録製造時等検査機関等に関する規則第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一条の二第四号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第三条中「第百一条第三号二」を「第百一条第三号ホ」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条から第十条までを次のように改める。

様式第一号及び第二号を削る。

○厚生労働省告示第百二十八号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十二第二項第二号の規定に基づき、登録製造時等検査機関等に関する規則第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一条の二第四号中「第五十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第三条中「第百一条第三号二」を「第百一条第三号ホ」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条から第十条までを次のように改める。

様式第一号及び第二号を削る。

○厚生労働省告示第百二十九号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十五号）の施行に伴い、及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十二第二項第二号の規定に基づき、登録製造時等検査機関等に関する規則第十九条の二十二第一項第一号等の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修及び厚生労働大臣が定める者（昭和四十七年労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

題名中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

第一条各号列記以外の部分中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に、「規則」を「登録省令」に改める。

第二条各号列記以外の部分、第三条及び第四条各号列記以外の部分中「規則」を「登録省令」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、産業車両整備に係る一級又は二級の技能検定に合格した者であつて、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの

第五条及び第六条各号列記以外の部分中「規則」を「登録省令」に改め、同条第七号中（昭和四十四年政令第二百五十八号）を削る。

第七条から第十一条まで、第十二条各号列記以外の部分及び第十三条から第十六条までの規定中「規則」を「登録省令」に改める。

○厚生労働省告示第百二十八号

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第二条第八号、第十一条第十一号及び第十三条第二項の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程（昭和四十八年労働省告示第三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月三十一日から適用する。

厚生労働大臣 舛添 要一

平成二十一年三月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一条第五号中「一級」の下に「又は単一等級」を加える。

第三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条の表前条第三号又は第四号に掲げる者の項を削る。

第五条中「登録製造時等検査機関等に関する規則」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に改める。

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

別表（第一条関係）

溶射
金属ばね製造
仕上げ

金属研磨仕上げ
切削工具研削
製材のこ目立て
機械検査
ダイカスト
機械保全

電子回路接続
電子機器組立て
電気機器組立て
半導体製品製造
プリント配線板製造

産業車両整備
複写機組立て
内燃機関組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
農業機械整備
木工機械整備
機械木工

プラスチック成形
強化プラスチック成形（筆記試験において積層成形法を試験科目として選択した者に限る。）
建築大工
とび

左官

ブロック建築
コンクリート積みブロック施工
配管
型枠施工
鉄筋施工
コンクリート圧送施工
ウエルポイント施工
化学分析
金属材料試験
産業洗浄

金属材料試験
産業洗浄

金属材料試験
産業洗浄

金属材料試験
産業洗浄

金属材料試験
産業洗浄